

議案第169号

さいたま市文化会館条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市文化会館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年11月27日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市文化会館条例の一部を改正する条例

(さいたま市文化会館条例の一部改正)

第1条 さいたま市文化会館条例(平成13年さいたま市条例第220号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前														
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 会館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">さいたま市文化センター</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(利用時間)</p> <p>第5条 会館の施設及び附属設備(以下「施設等」という。)の利用時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、<u>駐車場の利用時間</u>については、<u>午前8時30分から午後10時まで</u>とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(利用の日数及び時間)</p>	名 称	位 置	さいたま市文化センター	[略]	[略]		<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 会館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">さいたま市文化センター</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">さいたま市民会館うらわ</td> <td style="text-align: center;">さいたま市浦和区仲町2丁目10番22号</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(利用時間)</p> <p>第5条 会館の施設及び附属設備(以下「施設等」という。)の利用時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、<u>次の各号に掲げる施設</u>については、<u>当該各号に定める時間</u>とする。</p> <p>(1) <u>展示室(さいたま市民会館うらわ(以下「市民会館うらわ」という。)の展示室に限る。)</u> <u>午前9時から午後6時まで</u></p> <p>(2) <u>駐車場 午前8時30分から午後10時まで</u></p> <p>2 [略]</p> <p>(利用の日数及び時間)</p>	名 称	位 置	さいたま市文化センター	[略]	さいたま市民会館うらわ	さいたま市浦和区仲町2丁目10番22号	[略]	
名 称	位 置														
さいたま市文化センター	[略]														
[略]															
名 称	位 置														
さいたま市文化センター	[略]														
さいたま市民会館うらわ	さいたま市浦和区仲町2丁目10番22号														
[略]															

<p>第6条 会館の施設等を引き続いて利用することができる日数及び時間は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>別表（第12条、第17条関係）</p> <p>1 [略]</p>	<p>第6条 会館の施設等を引き続いて利用することができる日数及び時間は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>市民会館うらわ</u></p> <p style="padding-left: 2em;">ア <u>ホール、楽屋、集会室及びコンサート室</u></p> <p style="padding-left: 4em;">5日間</p> <p style="padding-left: 2em;">イ <u>展示室 7日間</u></p> <p style="padding-left: 2em;">ウ <u>結婚式場 30分間</u></p> <p style="padding-left: 2em;">エ <u>披露宴場 2時間</u></p> <p style="padding-left: 2em;">オ <u>駐車場 1日間</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>別表（第12条、第17条関係）</p> <p>1 [略]</p>
---	---

別表中2 市民会館うらわの利用料金の表を削る。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
別表（第12条、第17条関係） <u>2</u> [略] <u>3</u> [略] 備考 1～7 [略] 8 市民会館いわつきの結婚式場等の利用において、 <u>新郎・新婦</u> の両者が市外居住者である場合の利用料金は、規定の利用料金の額に100分の50を乗じて得た額を加算する。 9 [略]	別表（第12条、第17条関係） <u>3</u> [略] <u>4</u> [略] 備考 1～7 [略] 8 <u>市民会館うらわ及び市民会館いわつきの結婚式場等</u> の利用において、 <u>新郎、新婦</u> の両者が市外居住者である場合の利用料金は、規定の利用料金の額に100分の50を乗じて得た額を加算する。 9 [略]

第2条 さいたま市文化会館条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																
(名称及び位置) 第2条 会館の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>さいたま市民会館 おおみや</td> <td>さいたま市大宮区大門 町2丁目118番地</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> (業務) 第3条 会館は、次に掲げる業務を行う。 (1) [略] (2) <u>文化芸術の鑑賞機会の提供に関すること。</u>	名 称	位 置	[略]		さいたま市民会館 おおみや	さいたま市大宮区大門 町2丁目118番地	[略]		(名称及び位置) 第2条 会館の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>さいたま市民会館 おおみや</td> <td>さいたま市大宮区<u>下町</u> 3丁目47番地<u>8</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> (業務) 第3条 会館は、次に掲げる業務を行う。 (1) [略]	名 称	位 置	[略]		さいたま市民会館 おおみや	さいたま市大宮区 <u>下町</u> 3丁目47番地 <u>8</u>	[略]	
名 称	位 置																
[略]																	
さいたま市民会館 おおみや	さいたま市大宮区大門 町2丁目118番地																
[略]																	
名 称	位 置																
[略]																	
さいたま市民会館 おおみや	さいたま市大宮区 <u>下町</u> 3丁目47番地 <u>8</u>																
[略]																	

(3) 文化芸術に関する情報の収集及び発信に関すること。

(4) 文化芸術活動を行う人材の育成に関すること。

(5) 文化芸術活動をはじめとする交流の機会の提供に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、会館の設置の目的を達成するために必要な業務に関すること。

2 さいたま市民会館おおみや（以下「市民会館おおみや」という。）は、前項に規定する業務のほか、市民相互の交流の促進に関する業務を行う。

（利用時間）

第5条 会館の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の利用時間は、次に掲げる会館の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。ただし、駐車場の利用時間については、午前8時30分から午後10時までとする。

(1) さいたま市文化センター（以下「文化センター」という。）及びさいたま市民会館いわつき（以下「市民会館いわつき」という。） 午前9時から午後9時30分まで

(2) 市民会館おおみや 午前9時から午後10時まで

2 [略]

（利用の日数及び時間）

第6条 会館の施設等を引き続いて利用することができる日数及び時間は、次のとおりとする。

(1) 文化センター

ア～エ [略]

(2) 市民会館おおみや

ア 大ホール、小ホール、大ホール楽屋、小ホール楽屋、集会室、主催者控室（集会室用）、リハーサルルーム、レクリエーションルーム、スタジオ及び和室 5日間

イ 展示室 15日間

(3) 市民会館いわつき

ア～ウ [略]

2・3 [略]

（利用料金）

第12条 利用者は、利用の許可を受けたときは、指定管理者（第16条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条から第13条までにおいて同じ。）に利用料金を納付しなければならない。

(2) 前号に掲げるもののほか、会館の設置の目的を達成するために必要な業務に関すること。

（利用時間）

第5条 会館の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の利用時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、駐車場の利用時間については、午前8時30分から午後10時までとする。

2 [略]

（利用の日数及び時間）

第6条 会館の施設等を引き続いて利用することができる日数及び時間は、次のとおりとする。

(1) さいたま市文化センター（以下「文化センター」という。）

ア～エ [略]

(2) さいたま市民会館おおみや（以下「市民会館おおみや」という。）の施設等 5日間

(3) さいたま市民会館いわつき（以下「市民会館いわつき」という。）

ア～ウ [略]

2・3 [略]

（利用料金）

第12条 利用者は、利用の許可を受けたときは、指定管理者（第16条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条及び次条において同じ。）に利用料金を納付しなければならない。

<p>2～4 [略]</p> <p><u>(利用料金の減免)</u></p> <p><u>第12条の2 指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、利用料金を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>(指定管理者の指定の取消し等に伴う使用料の徴収等)</p> <p>第17条 [略]</p> <p>2 前項の場合にあつては、<u>第12条第1項、第12条の2及び第13条の規定を準用する。この場合において、第12条第1項中「指定管理者(第16条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条から第13条までにおいて同じ。)」とあるのは「市長」と、第12条第1項及び第13条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第12条の2及び第13条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第12条の2中「市長の承認を得て、利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。</u></p> <p>別表(第12条、第17条関係)</p> <p>1 [略]</p>	<p>2～4 [略]</p> <p>(指定管理者の指定の取消し等に伴う使用料の徴収等)</p> <p>第17条 [略]</p> <p>2 前項の場合にあつては、第12条第1項及び第13条の規定を準用する。この場合において、第12条第1項中「指定管理者(第16条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条及び次条において同じ。)」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、<u>第13条本文中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条ただし書中「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。</u></p> <p>別表(第12条、第17条関係)</p> <p>1 [略]</p>
--	---

別表中2 市民会館おおみやの利用料金の表を次のように改める。

2 市民会館おおみやの利用料金

ア ホール等の利用料金

施設		時間区分	午 前	午 後	夜 間	全 日
			午前9時～午後 零時	午後1時～午後 5時	午後6時～午後 10時	午前9時～午後 10時
大ホール	平日		31,500円	62,800円	75,700円	170,000円
	土曜日・日曜日 ・休日		42,500円	84,600円	102,000円	229,100円
小ホール	平日		9,700円	19,300円	23,300円	52,300円
	土曜日・日曜日 ・休日		13,100円	26,000円	31,300円	70,400円
大ホール楽屋1			1,280円	1,710円	1,710円	4,700円
大ホール楽屋2			1,280円	1,710円	1,710円	4,700円
大ホール楽屋3			1,050円	1,400円	1,400円	3,850円
大ホール楽屋4			1,050円	1,400円	1,400円	3,850円
大ホール楽屋5			1,050円	1,400円	1,400円	3,850円
大ホール楽屋6			1,050円	1,400円	1,400円	3,850円
小ホール楽屋1			500円	670円	670円	1,840円
小ホール楽屋2			1,010円	1,350円	1,350円	3,710円
小ホール楽屋3			1,010円	1,350円	1,350円	3,710円

イ 集会室等の利用料金

施設		時間区分	午 前	午 後	夜 間	全 日
			午前9時～午後 零時	午後1時～午後 5時	午後6時～午後 10時	午前9時～午後 10時
集会室1			4,750円	10,560円	10,560円	25,870円
集会室2			650円	1,170円	1,170円	2,990円
集会室3			810円	1,480円	1,480円	3,770円
集会室4			810円	1,480円	1,480円	3,770円
集会室5			650円	1,170円	1,170円	2,990円
集会室6			810円	1,480円	1,480円	3,770円
集会室7			810円	1,480円	1,480円	3,770円
集会室8			2,450円	5,460円	5,460円	13,370円
集会室9			2,100円	4,680円	4,680円	11,460円
集会室10			1,350円	3,000円	3,000円	7,350円
主催者控室（集会室用）			350円	640円	640円	1,630円
リハーサルルーム			4,650円	6,590円	6,590円	17,830円
レクリエーションルーム			2,730円	3,870円	3,870円	10,470円
スタジオ1			1,530円	2,170円	2,170円	5,870円
スタジオ2			1,100円	1,560円	1,560円	4,220円
スタジオ3			980円	1,390円	1,390円	3,760円
スタジオ4			430円	620円	620円	1,670円
スタジオ5			430円	620円	620円	1,670円
スタジオ6			430円	620円	620円	1,670円
和室			1,570円	2,450円	2,450円	6,470円
展示室1			全日 7,300円			
展示室2			全日 7,300円			
展示室3			全日 7,300円			

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
別表（第12条、第17条関係）	別表（第12条、第17条関係）
3 [略]	3 [略]
備考	備考
1・2 [略]	1・2 [略]
3 <u>市内</u> に住所を有しない個人又は法人その他の団体が利用する場合の利用料金は、規定の利用料金（駐車場及び附属設備の利用料金を除く。）の額に100分の50を乗じて得た額を加算した額とする。	3 <u>さいたま市</u> に住所を有しない個人又は法人その他の団体が利用場合の利用料金は、規定の利用料金（駐車場及び附属設備の利用料金を除く。）の額に100分の50を乗じて得た額を加算した額とする。
4 <u>文化センター又は市民会館いわつきのホール</u> の利用者が入場料その他これに類する料金（以下「入場料」という。）を徴収する場合の利用料金には、規定の利用料金（楽屋及び附属設備等に係る利用料金を除く。）の額に次に定める割合を乗じて得た額を加算する。 (1)～(5) [略]	4 ホールの利用者が入場料その他これに類する料金（以下「入場料」という。）を徴収する場合の利用料金には、規定の利用料金（楽屋及び附属設備等に係る利用料金を除く。）に次に定める割合を乗じて得た額を加算する。 (1)～(5) [略]
5 <u>文化センター又は市民会館いわつきの施設（ホールを除く。）</u> の利用者が入場料を徴収する場合の利用料金には、規定の利用料金（附属設備等に係る利用料金を除く。）の額に次に定める割合を乗じて得た額を加算する。 (1)・(2) [略]	5 <u>ホール以外の施設</u> において、利用者が入場料を徴収場合の利用料金には、規定の利用料金（附属設備等に係る利用料金を除く。）に次に定める割合を乗じて得た額を加算する。 (1)・(2) [略]
6 <u>市民会館おおみやの施設の利用者が、入場料を徴収し、その最高の額が1人1回につき2,000円以上の場合又は営利その他これに類する目的で使用する場合の利用料金には、規定の利用料金（楽屋及び主催者控室（集會室用）並びに附属設備等の利用料金を除く。）の額に100分の100を乗じて得た額を加算する。</u>	
7 <u>準備又は練習のため施設等</u> を利用する場合のホール又は展示室の利用料金は、規定の利用料金の額に100分の70を乗じて得た額とする。この場合、文化センター大ホールにあつては、Bの項の利用料金を適用する。	6 <u>準備又は練習のため施設等</u> を利用場合のホール又は展示室の利用料金は、規定の利用料金に100分の70を乗じて得た額とする。この場合、文化センター大ホールにあつては、Bの項の利用料金を適用する。
8 [略]	7 [略]
9 <u>市民会館おおみやの大ホールの1階席のみ</u> を利用場合の利用料金は、規定の利用料	

金の額（第3項に該当する場合は、加算後の
利用料金の額）に100分の70を乗じて得
た額とする。

10 [略]

11 [略]

8 [略]

9 [略]

附 則

この条例中、第1条の規定は令和3年4月1日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。